

高円寺阿波おどり連協会規約



平成22年2月作成

高円寺阿波おどり連協会規約

第1条 (名称及び事務所)

本会は、高円寺阿波おどり連協会と称し、事務局を高円寺
パルプラザ4階におく。(東京都杉並区高円寺南3-57-10)

第2条 (目的)

本会は加盟各連及び連員相互の親睦と連絡、協調をはかり、
阿波おどりの技術向上に努め、徳島の伝統芸能を汚すこと
のないように心がける。

第3条 (事業)

本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 NPO法人東京高円寺阿波おどり振興協会を始めとする
関係諸団体との連絡及び協調。
- 2 阿波おどり行事に関する資料の収集及び交流の促進。
- 3 前項の他、目的達成の為に必要な事業。

第4条 (代表会員及び一般会員)

本会の会員を代表会員と一般会員(連員)とし、次の各項
に該当する者に限る。

- 1 各連の連長及びそれに準ずる者1名の計2名を代表会員
とし、その他の者を一般会員とする。
- 2 代表会員は一般会員の総代としての資格を附与される。

第5条 (入会)

次の各項に該当する連に入会資格を与える事とする。

- 1 高円寺周辺に本部を有し、東京高円寺阿波おどり大会に
継続して3回以上参加した連。
- 2 本会の諸活動に対し積極的な協力を前提とする連。
- 3 毎年12月31日までに申請書を会長に提出し、役員会にて
審査して受理された場合。
- 4 申請書が受理された場合は通常総会において、出席した
代表会員の3分の2以上の承認を得た場合。

第6条 (脱会)

次の各項に該当する連は脱会とする。

- 1 本会規約事項に著しく違反及びそれに準ずる行為をした連は役員会の決議で脱会させる事がある。
- 2 自ら脱会を希望する場合は会長に届出をし、役員会の決議をもって脱会を認める。

第7条 (代表会員及び一般会員の移籍)

連を移籍する場合は次の各項を遵守する。

- 1 代表会員及び一般会員は、他連々員の引き抜き行為をしてはならない。
- 2 連をやめる連員はまず連長に報告をし、連長が相手方連長に報告をする。
- 3 互いの連長が同意した時点で移籍が成立する。
- 4 どちらかの連長が異議ある場合は一旦本会預かりとし、役員会で仲裁に入り、話し合いをもって解決する。

第8条 (役員及びその職務)

本会に次の役員をおき、役員は代表会員の内から選出する。

- 1 会 長 1名
副会長 1名及び2名
総 務 若干名(内1名を部長とする。)
幹 事 若干名(内1名及び2名を会計とする。)
監 査 2名
- 2 会長、副会長、総務、幹事及び監査をもって役員会を構成する。
- 3 会長は会を代表し、会務を総括する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
- 5 総務及び幹事は、それぞれの職分に於いて会の事業の執行に当たる。
- 6 監査は、事業執行の状況及び本会の財政状況を監査する。

第9条 (役員を選任)

- 1 会長及び副会長は、通常総会に於いて指名推薦又は選挙によって選任する。
- 2 総務、幹事及び監査は、会長が選任し、本会代表会員の同意を得る。

第10条 (役員任期)

役員任期は2年とし、補欠役員任期は前任者の残任期間とする。

第11条 (会議)

- 1 総会
 - (1) 通常総会及び臨時総会とし、通常総会は事業年度終了後50日以内にこれを開く。
 - (2) 総会は代表会員によって構成され、3分の2の出席者をもって成立する。
 - (3) 総会において議決する場合は出席者の3分の2以上をもって議決される。(但し白紙票は無効とする。)
 - (4) 通常総会に於いては、事業報告、会計報告、事業計画、会計予算案の審議、役員改選、規約改正、その他必要な事項の審議を行う。
 - (5) 臨時総会は必要に応じて開催する。
- 2 役員会議は随時会長が召集し、3分の2の出席をもって成立し、出席者の過半数をもって決議する。
- 3 緊急を要する場合は会長、副会長、総務部長の3役で決議する場合がある。
- 4 連長会議は事業執行上、必要に応じ代表会員またはこれに準ずる者を召集し開催する。

第12条 (会計)

- 1 本会の会計年度は毎年1月1日より12月31日までとする。
- 2 本会の経費は会費、補助金、その他の収入をもって当てる。
- 3 会費は連単位で徴収し、1連当り年額15,000円とする。

第13条 (規約の変更)

この規約は、通常総会及び臨時総会に於いて承認を得なければ変更することは出来ない。

第14条 (雑則)

この規約に定められていない事項は役員会にて決定する。

(附則)

- 1 平成23年2月弁慶連が本会へ加入し加盟連が29連
- 2 平成24年10月新若連が本会を脱退し加盟連が28連
- 3 平成25年2月東京新のんき連が本会へ加入し加盟連が29連
- 4 平成26年5月15日臨時総会にて本規約第5条3項を改正
(12月31日までに申請書提出を7月31日)
- 5 平成26年5月15日臨時総会にて本規約第12条3項を改正
(年額15,000円を20,000円)
- 6 平成27年2月東洲齋が本会へ加入し加盟連が30連
- 7 平成27年2月7日総会にて本規約第5条1項を改正
(継続して3回以上を継続して5回以上)
- 8 平成29年2月胡蝶蓮が本会へ加入し加盟連が31連
- 9 平成30年5月騒連中が本会を脱会し加盟連が30連